

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K02051

研究課題名（和文）東ドイツ社会国家にみるセクシュアリティと政治の関係性

研究課題名（英文）The Relationships between Sexuality and Politics in the East German State

研究代表者

水戸部 由枝（MITOBE, YOSHIE）

明治大学・政治経済学部・専任准教授

研究者番号：20398902

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：ソ連占領期の最重要課題の一つは、ベルリン陥落直後の大量レイプと戦時期から続く性病蔓延の問題解決であった。その際に形成された性規範は、東ドイツの国家・社会・家族構造の基盤となり、社会主義統一党指導者や国家保安省は、徹底して性を管理・監視しようとした。しかし1960年代半ば以降、この抑圧に対する人びとの不満は徐々に高まり、国家は社会主義体制を維持するため、譲歩せざるをえない状況に追い込まれていく。本研究では、東西ドイツ比較を試みつつ、独裁政治・相互監視社会・全体主義国家における性の管理・監視体制の実情とその限界、さらに性をめぐる個人・中間組織・国家の関係性、いわば社会国家性について考究する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本における東ドイツ研究は西ドイツ研究よりも相対的に少ない。なかでもセクシュアリティ史研究は、Harsch、Herzog、McLellanの研究の他ほとんどみられない。こうしたなか、東西ドイツ比較研究を同じ分析レベル・分析視角で一次史料をもとに行ない、異なる政治体制下での相違点ばかりか共通点を明確化し、東ドイツ研究を通じて西ドイツのような資本主義社会の問題性を探り、また社会国家性という理論的枠組みをつかって、セクシュアリティをめぐる個人・社会・国家の新たな関係性を示唆する本研究は、戦後ドイツ史研究の可能性を拓くばかりか、今後日本の社会と国家のあり方を模索するうえでも重要であろう。

研究成果の概要（英文）：Key issues in East Germany, during the period of Soviet occupation after the fall of Berlin, were the mass rapes of women and solving the spread of sexually transmitted diseases. The Sexual Moralities, which were formed during this period, laid the foundation for the structure of state, society and family. The leaders of the Social Unity Party and the Ministry for State Security controlled and constantly monitored the sexual behaviour of its citizens. However, from the mid-1960's, public opposition to this gradually built, and East Germany finally had to concede to the demands of the people to maintain the socialist system. This study considers the reality and limits of the control and surveillance systems of sexuality in dictatorship, a mutual surveillance society and the totalitarian state. With comparisons between East and West Germany, focussing on the social state and the relationships between individuals, middle organization and the state, with a focus on sexuality.

研究分野：ドイツ近現代史

キーワード：東ドイツ 社会国家 セクシュアリティ 性病 産児制限 占領軍兵士とドイツ人女性

1. 研究開始当初の背景

ドイツ再統一から四半世紀以上経過したが、今もなお「オスタルジー（旧東独時代への郷愁）」では表現しきれない、旧東ドイツ特有のメンタリティと生活スタイルが現存する。東ドイツ時代、これらはどのように形成されてきたのか。本研究では、セクシュアリティの側面からこの形成過程を探る。

第二次世界大戦直後のソ連占領地域では、占領軍兵士によるレイプ、彼らとドイツ人女性（売春婦や恋人）との関係、またそれらの結果生じた妊娠・出産・妊娠中絶、独身女性と婚外子の数の増加、戦時期から続く性病蔓延、離婚率の上昇など、セクシュアリティと関連する多くの問題が生じていた。これらの問題を解決するために、また、新しい国家を建国して政治的な安定性を確立するには、新しい性道德の構築と核家族にもとづく近代家族形態の促進が必須であると考えられた。

1950年代以降になると、社会主義統一党（SED）指導者や国家保安省、法律家・心理学者・教育学者など専門家の多くは、きわめて抑圧的な性的保守主義と労働政策（1965年まで家族政策を含む）を通じて、夫や両親の戦死による寡婦・孤児・ひとり親家族の急増、離婚率の上昇と男性不足による婚姻率の低下などの問題解決に努めた。その際に形成された性規範は、東ドイツの国家・社会・家族構造の基盤をなした。しかし1960年代以降、この「上からの」圧力に対する、とりわけ若者の不満は徐々に高まり、東ドイツ政府は譲歩せざるをえない状況に追い込まれていく。

そもそも東ドイツには、西ドイツとは異なる二つの特徴があった。第一に、東ドイツ人は宗教への信仰心が薄く、カトリック教徒は極端に少なかった。たとえば1986年の数字になるが、プロテスタント信者30.6%・カトリック信者6.6%に対して、西ドイツでは42.2%・42.9%であった（*Statistisches Jahrbuch DDR* 1990: 63, 451; *Statistisches Jahrbuch BRD* 1991: 68）。つまり東ドイツは、宗教によってセクシュアリティの解放を阻止するのは困難な状況にあった。第二に、東ドイツ国家による経済政策と必要に迫られた家族収入を理由とする女性の就業率の高さ（職場における男女平等イデオロギーの是認）があげられる。性別役割分業にもとづき専業主婦が多かった西ドイツでは、1970年の女性就業率が35.8%であったのに対し、東ドイツ女性の就業率は48.3%に達していた（*Statistisches Jahrbuch DDR* 1990: 130; Rytlewski, *DDR*, 1987: 65; Rytlewski, *BRD*, 1987: 78）。この女性の経済的自立は、経済的理由による結婚、出産・子育てのための結婚、未婚の母に対する偏見をなくし、現に1960年から70年代末にかけて、婚外子出産の割合は約10%から20%強へ、離婚率は約20%から35%へと上昇している。

こうした東ドイツの一連の流れをふまえながら、本研究は、(1)セクシュアリティ、(2)社会国家性、(3)「過去の克服」の3つの分析レベルのもと進められる。(1)では、政権安定のためにいかなる意図のもと、どのような政策・制度・法律を通じてセクシュアリティは統制されたのか、人びとはいかなる手段でもって公権力側に譲歩を求め、公権力側はそれにどう対応したのかを実証する。(2)では、国家による権利保障と福祉や社会保障と引き替えに家族や個人のセクシュアリティに対してなされた国家介入、その際に家族・結婚・性相談所や専門家集団といった中間組織が果たした役割、西ドイツ以上に離婚や婚外子出産が多かった理由について明らかにする。(3)では、ナチズムと建国当初からナチとの断絶を意図的に強調してきた東ドイツとの連続性について考察する。具体的には、医師・性科学者など専門家にみる人的および内容的な重なり、政権維持のためにセクシュアリティ面で寛容にならざるをえなかったナチ政権と東ドイツ政権との共通性を考える。

2. 研究の目的

これまで筆者は、西南ドイツに位置するバーデン大公国を中心に、世紀転換期のドイツ市民社会における性道德をめぐる論争について考察してきた。帝国主義やナショナリズムの高揚、優生思想の広がり、急激な産業化と都市化という社会的変動のなかで、政治家、教会関係者、専門家集団、女性運動家など中間組織の担い手たちは、出生率低下、乳児死亡率の上昇、売買春と女給、産児制限の広がり、自由恋愛と事実婚をどのように社会

問題化し、その解決を試みたのか。本研究では出生率低下は労働力低下と兵士の減少、売買春は公衆衛生（性病）と社会秩序の悪化の問題とみなされたがゆえに、セクシュアリティは法律、警察、啓蒙活動を通じて厳しく管理されたことを明らかにした。

この研究内容を継承しつつ時代を戦後史へとシフトさせた第二のテーマが「西ドイツ社会国家におけるセクシュアリティの統制と解放」である。本研究では、戦後復興期のドイツにおける近代家族の再建とセクシュアリティの統制というサブテーマのもと、西側の占領軍兵士とドイツ人女性たちをめぐる問題への国家の取り組みについて、さらに西ドイツ社会国家にみるライフコース・家族・性道徳の変容というサブテーマのもと、ライフコースの変容、若者たちの性意識・性行動の変化、公権力側の対応（性教育・啓蒙活動）について考察した。そして戦後西ドイツ社会国家は、占領期から1950年代にかけては、セクシュアリティや身体を厳しく管理することで、近代家族（標準的家族）形態にもとづく家族の再建をある程度成し遂げたが、1960年代以降は、私的領域での過剰な統制への若者たちの抵抗に対して有効な政策・制度を打ち出せず、動揺・機能不全な状態へ陥ったことを明らかにした。

本研究は、この第二テーマの内容を、東ドイツを例に考察するものである。西ドイツでは社会運動を通じて、権力、自己決定権の問題としてセクシュアリティが捉えられるようになる。この傾向は一党独裁のもと、社会運動を展開できなかった東ドイツでも垣間見られ、最終的にセクシュアリティは、社会的ではなく個人的なものであり続けた。このことを実証することが本研究の目的である。具体的には、性規範や個人のセクシュアリティは、政治体制、政策や制度、議会・省庁・警察・裁判所あるいは官僚・専門家集団といった中間組織を通じてどのように規定されたのか。逆に、個人のセクシュアリティ観は、それらにどのような影響を与えてきたのか。この相互作用について、セクシュアリティが厳しく管理・監視された1950年代と、その解放が進む1960-70年代を中心に、以下二つのサブテーマ設定のもと考察される。

サブテーマ「ソ連占領地域での性病問題への対応と性規範の形成」では、ソ連占領軍、ドイツ中央行政管理局、専門家集団は、レイプとその結果生じた妊娠・出産、また売買春をどのように問題化し、その解決のためにどういった政策や制度を考案し、実施したのか。いわば個人のセクシュアリティへの国家介入と国家による性規範の形成過程を明らかにする。サブテーマ「東ドイツにみるセクシュアリティの管理・監視体制からの解放」では、1960年代半ばからのセクシュアリティの解放（婚前婚外性交、産児制限の広がり）、ライフコースの変化と非標準的家族の広がり（婚姻率・出生率の低下、離婚率の上昇・婚外子数の増加）に対する国家の対応とその成果を、さらに公権力側と国民の間での家族観・性道徳観の相違、産児制限と性教育の状況とそれらに関する政策の推移、性に関する法律改正とその理由を明らかにする。最後にセクシュアリティの解放の解釈をめぐる東西ドイツ間の違いについても言及する。

3. 研究の方法

サブテーマ「ソ連占領地域での性病問題への対応と性規範の形成」

A.グロスマンによると、1945年のベルリン陥落直後のソ連占領地域では4月24日から5月5日の間に、当時ベルリンの人口の63%を占めた約150万人の女性のうち3人に1人が強姦され、ソ連兵によるレイプ件数はのべ約200万人に達した（*Reforming Sex*, 1995; *Anonyma*, 2003）。この非常事態に対して1945-46年にかけてソ連占領地域では、レイプを理由とする妊娠中絶は事実上合法と認める特別規定が設けられるが

1945年から1950年の犯罪的事由による妊娠中絶件数は、ドイツ全体で年間50-100万件にも達した（M. Gante, §218 in der Diskussion, 1991）。重要な点は、ソ連占領当局および後の東ドイツ政府が、妊娠中絶、ソ連占領軍とドイツ人女性との関係（レイプ被害者、慰安婦、恋人）の問題を全面的に性病感染の問題へとシフトさせたことである。第二帝政期から、出生数の低下、遺伝と優生思想、国力（兵士と労働者）、性道徳（売買春と婚前婚外性交の禁止）の問題と密接に関連づけて社会問題化されてきた性病問題は、

占領期において最優先に解決されるべき社会問題とされた。

本研究では、ソ連占領当局は、ソ連兵によるレイプとソ連占領軍兵士とドイツ人女性の関係、性暴力およびソ連兵に対する民族的偏見を理由とする妊娠中絶の増加を、どのように理解し、対処したのか、占領期に形成された性規範（婚前婚外性交や同性愛の禁止など）と、東ドイツ国家における家族観や性道徳観との間にはどのような連続性・断絶性がみられるのか、などの問題に言及しつつ、占領期および1950年代前半の性病蔓延防止対策について考察する。

研究を進めるにあたり利用する機関・史資料は、主に シュタージ公文書館（旧ドイツ民主共和国国家保安省史料）/ベルリン連邦公文書館：保健省（DQ1）、法務省（DP1）、内務省（DO1）、社会主義統一党（SED）中央委員会（SAPMO, DY30）、ドレスデン衛生博物館図書館：性病関連史料（Karl Linserの研究他）、ドレスデン中央州立公文書館、ベルリン州立公文書館：売買春・妊娠中絶に関する警察史料等（C. Rep. 303-09, C. Rep. 118 他）である。

サブテーマ：「東ドイツにみるセクシュアリティの管理・監視体制からの解放」

1960年代後半以降の旧東ドイツにおいて、国家はこれまでと同様に厳格な性規範を国民に求めたにもかかわらず、若者の婚前婚外性交が一般的となった。1966年以降は東ドイツ全域に家族・結婚・性相談所が設置され、性科学者 K.H.メーランをはじめ専門家たちは、M.サンガーが共同設立した国際家族計画連盟（IPPF）の西ドイツ支部プロ・ファミリア（Pro Familia）と関係を築きながら産児制限を推奨した。法律面では、出産奨励策と同時並行して、1965年のピルの解禁（西は1961年）、1968年の同性愛合法化（西は1969年）、1972年の妊娠中絶の合法化（西は1976年）と「性の解放」が進んだ。ただし、この解放が意味する内容は東西ドイツで必ずしも一致しておらず、たとえば東ドイツでは裸体主義文化（FKK）の広がりがみられたが（全27カ所）、エロティック・ショップ「ベアテ・ウーゼ（Beate Uhse）」に代表される西ドイツ的な「性の商品化」は実現しなかった。

以上の流れを社会国家性の視点で捉えると、独裁体制とはいえ、セクシュアリティの管理・監視体制には限界があり、そうしたなか特に若者の政権への支持を確保するために、国家は法律と性規範の面での妥協と並行して家族政策の充実化を図る必要があった。その結果セクシュアリティの解放が進み、後者は財政逼迫に拍車をかけることになる。本研究ではこれらの仮説について、セクシュアリティと政治・社会・経済との関連性を浮き彫りにしながら明らかにしていく。

利用する主な研究機関・史資料は次のとおりである： シュタージ公文書館/ベルリン連邦公文書館、人民議会議事録と東ドイツ統計年鑑（1955-1990年）、*Neues Deutschland*（社会主義統一党発行の全国紙）、人民議会・社会主義統一党・保健省に寄せられた手紙や請願書、ハンブルク現代史研究所：18-9, Beate-Uhse-Archiv。

なお、本サブテーマに関しては、2016年度内に1960-70年代の性規範と家族に関する社会調査（アンケートおよびインタビュー調査）を、ザクセン州ドレスデンを中心に実施する予定である。また、サブテーマ、共に、関連文献・学術雑誌論文、雑誌などの史料はベルリン国立図書館およびドレスデン工科大学図書館（SLUB）で収集する。

4. 研究成果

- (1) 「Familie, Ehe und Sexualität in DDR und BRD in den 60er und 70er Jahren, einschließlich einer Fragebogen-Pilotstudie mit DDR-ZeitzeugInnen（1960-70年代、東西ドイツの家族・結婚・セクシュアリティ：旧東ドイツ人への試験的アンケート調査結果から探る）」

本研究では、西ドイツ時代から現在まで続くアレンスバッハ世論調査報告書（1958-1983年）や東ドイツでの統計・世論調査の内容を確認したうえで、2017年にドレスデン工科大学の教員と共に、現在ドレスデン

近郊に住む 60-80 歳（1937-57 年生まれ）の旧東ドイツ人 150 人を対象に、東ドイツ時代の家族・結婚・セクシュアリティに関するアンケート調査を行った。これらのことから、旧東西ドイツの異なる政治社会において、ライフコース、性についての考え方や性行動、産児制限・性教育・避妊・妊娠中絶に関する規制、売買春、同性愛、セクシュアリティの大衆化の捉え方といった点でどれほどの相違が存在したのかを明らかにすることで、東ドイツ史の新たな一面を浮かびあがらせた。現在、ドイツの雑誌に投稿中である。

- (2) 「1960-70 年代の東ドイツにみるセクシュアリティの管理・監視体制からの解放：H.ハルムゼン「プロ・ファミリア（西）」と K.H.メーラン「家族・結婚・性相談所（東）」の交差を手がかりに」

本研究では、ナチ時代の社会衛生学者・人口学者ハンス・ハルムゼンが西ドイツに創設した、産児制限に関する相談所「プロ・ファミリア」と 1966 年にカール・ハインツ・メーランが創設した東ドイツの「家族・結婚・性相談所」を例に東西ドイツ比較研究を行ない、母親と父親に期待された社会的役割と家庭内の役割に着目しながら、異なる政治体制下でなされたセクシュアリティ（産児制限）や家族をめぐる議論内容の相違点・共通点を明らかにすることを試みた。具体的には、男性・父親および女性・母親は、産児制限・生殖にどうかかわったのか、両者にみる子育て意識の歴史的変遷、婚外子が多い東ドイツにおいて、とりわけ父親は子育てにどうかかわったのかなどについて現在調査を進めている。

- (3) 「ソ連占領地域での性病問題への対応と性規範の形成」（仮題）

本研究では、ソ連占領地域におけるソ連軍政部・州軍政府・ドイツ中央行政管理局が、占領期および東ドイツ建国当初に家族・夫婦関係の再構築にとって欠かせない性病問題の解決と性道德の立て直しにどのように取り組んだのかを明らかにする。その際に調査の軸となるのが、ソ連占領当局により性病および衛生面での啓蒙・教育活動を命じられたドレスデン衛生博物館である。1911 年の開館からナチ期に至るまで、性病および性病に纏わる問題全般や産児制限・生殖に関する研究実績を重ねてきたドレスデン衛生博物館は、なぜ 1946 年に逸早く再建されたのか、占領期および東ドイツ時代にどのような任務を果たしたのか、さらに同博物館が反ファシズムを掲げた東ドイツ国家とナチとの連続性とは何かを明らかにしていくことが本研究の目的である。すでに史資料調査を終え、現在論文を執筆している。

- (4) 「バーデン大公妃ルイーゼ（1838-1923）と「バーデン女性連盟（BFV）」

皇帝ヴィルヘルム 世の一人娘であるルイーゼ大公妃は、夫フリードリヒ大公およびバーデン内閣・政府の強力な後ろ盾のもと、もっとも先駆的で模範的な女性団体 BFV をバーデン全域で拡大した。さらに赤十字組織の活動にも指導者として積極的に関わりながら、女性の権利や政治参加を公言することなく、女性の政治的・社会的関心を高め、職業化・社会進出を推進し、精神的・経済的自立を実現させた。本稿では、このルイーゼの「政治的」な活動内容を明らかにするとともに、その現代的意義についても言及した。

- (5) 「19 世紀ドイツのバーデン自由主義：フリードリヒ大公とバーデン立憲制」

フリードリヒ大公治世下（1859-1907）における君主制・立憲制・議会制とそれら相互の関係性、1905 年の「バーデン大ブロック（自由・社会連合）」結成へと至る国民自由党の動きに着目しながら、三月革命前期から第二帝政期にかけてのバーデン自由主義の生成と発展を明らかにした。さらに、このバーデン大公国の自由主義に基づく諸改革は、近代ドイツの自由主義・議会主義を挫折と捉える「ドイツ特有の道」論に一石を投じる事例になりえることも示唆した。

- (6) 「1936 年、ナチス期のオリンピック」

本稿では、ベルリン大会開催までのプロセス（大会決定の経緯、ナチス政権下での大会準備、国内外でのボイコット、反ユダヤ主義政策の緩和）、ベルリン大会開会式（聖火リレーとオリンピックの鐘、ナチスの宣伝の場としての開会式）、大会開催中にみる「反社会的分子」と「非アーリア人」への対応（アメリカ人種主義とドイツ人種主義の交差、ベルリン大会の評価）を明らかにしたうえで、ベルリン大会という「過去」を「克服」することの重要性を指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 水戸部由枝	4. 巻 96
2. 論文標題 19世紀ドイツのバーデン自由主義：フリードリヒ大公とバーデン立憲制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本大学法学部『桜文論叢』（『長沼宗昭教授古稀記念論文集』）	6. 最初と最後の頁 217-246
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水戸部由枝	4. 巻 56
2. 論文標題 バーデン大公妃ルイーゼ（1838-1923）と「バーデン女性連盟（BFV）」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治大学『2017年度社会科学研究所紀要』	6. 最初と最後の頁 209-236
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Yoshie Mitobe
2. 発表標題 Repraesentativ-Umfrage: Sexualitaet in der ehemaligen DDR
3. 学会等名 Deutsches Hygiene-Museum Dresden（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 水戸部由枝	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 掲載予定
3. 書名 石田勇治編『ドイツ文化事典』	

1. 著者名 水戸部由枝	4. 発行年 2016年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 20頁 (37-56頁)
3. 書名 教養のドイツ現代史	

1. 著者名 水戸部由枝	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 23頁 (63-85)
3. 書名 オリンピックの政治経済学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----